

岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について

岩手県・岩手労働局においては、事業主の皆様の雇用に関するお悩みに対応できるよう、以下の支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

業務改善助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

- 事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う、中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成。



キャリアアップ助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者について、正社員化、賃金引上げ、社会保険の適用等の待遇改善の取組を実施した事業主に助成。



専門の相談窓口

【相談先】岩手働き方改革推進支援センター

- 事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談と専門家の派遣を実施。



- 厚生労働省では経済産業省・中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。各種支援措置の詳細や関連する相談窓口がわかるリーフレットについては、右記QRコードから厚生労働省ホームページよりアクセス・ダウンロードできます。



2. 生産性向上の取組を行う場合の支援策

働き方改革推進支援助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

- 職場環境の改善、労働時間の縮減等に向けた取組を行い、生産性向上や業務効率化等を目指す中小企業事業主に、その経費を助成。①業種別課題対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバルコース、④団体推進コース、の全4コース。



人材開発支援助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- 雇用する労働者に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。「人材育成支援コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスクリング支援コース」等、6つのコースで構成。



3.人材確保や職場環境の改善を行う場合の支援策

ハローワークでの人材確保支援

【相談先】各ハローワーク



- ・各事業所が求める人材の確保に向けて、県内12カ所のハローワークにおいてマッチング支援(求職者の紹介、求人条件の相談等)を実施。

両立支援等助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室



- ・働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成。

専門の相談窓口

【相談先】岩手働き方改革推進支援センター



- ・働きやすい職場づくり等の働き方改革を通じて、人手不足解消に向けた人材の確保・定着に関する専門家による無料相談とその専門家の派遣を実施。

4.多様な人材を雇用する場合の支援策

高齢者の就労

【相談先】各ハローワーク



- ・70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備のため、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度導入等に向けた意識啓発・機運を醸成。

障害者の就労支援

【相談先】各ハローワーク



- ・障害者雇用ゼロ企業に対し、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用準備から採用後の職場定着まで一貫した雇い入れを支援。

キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- ・障害者の職場定着のため、障害のある有期雇用労働者等を、より安定度の高い雇用形態である正規雇用労働者等へ転換した事業主に助成。

5.事業活動の縮小を行う場合の支援策

※次頁へ続く

雇用調整助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成。(一部の労働者を対象とした短期間休業も助成対象。)。

5.事業活動の縮小を行う場合の支援策

※ 次頁からの続き

産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- 事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行つたため、当該生産性向上に資する取組等に必要な人材の円滑な受入れを支援するための助成金。
(中小企業庁が実施する事業再構築補助金(第12回の成長分野進出枠(通常類型)に限る)または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(第17次以降の製品・サービス高付加価値化枠に限る)の事業計画書の申請を行い、当該補助金の採択および交付決定をうけていることが要件。)

早期再就職支援支給金(雇入れ支援コース)及び ハローワークでの再就職支援

【相談先】各ハローワーク

- 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を離職前賃金と比べ5%以上上昇させた事業主に対して助成。
・ハローワークでは離職が見込まれる従業員への相談支援、職業紹介等を実施。

6.岩手県が行う支援策

いわて働き方改革推進運動

【相談先】岩手県商工労働観光部
定住推進・雇用労働室

- 県内の企業等の魅力ある職場づくりに向けた働き方改革を進めようとする運動。
運動に参加いただいた企業(事業所)は、「いわての働き方改革ポータルサイト」の参加企業一覧に掲載。また、仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシ」(いわて)掲載時などに、働き方改革に取り組んでいる企業であることを、就職活動を行う若者や学生を始め広く県民にPRできる。

いわて働き方改革サポートデスク

【相談先】いわて働き方サポートデスク

- 従業員がいきいきと働く職場づくりに向けて、働き方改革アドバイザーが職場環境づくりの支援を行う。(訪問相談、電話・メール相談、社内勉強会など)

物価高騰対策賃上げ支援金

【相談先】物価高騰対策費上げ支払事業事務局

- 1時間当たり50円以上の賃上げを行つた中小企業等を対象に、従業員1人当たり5万円(最大20人分)を支給
【対象となる賃上げ時期】
令和5年4月1日から令和6年9月30日まで(賃金の支給が令和6年10月以降となったものを含む)
※岩手県全体で40,000人を上限とし、上限に達し次第終了します。
なお、上限に達しない場合でも、令和6年11月15日(金)で受付終了とします。

【お問い合わせ先】

◆岩手県

◆商工労働観光部定住推進・雇用労働室 019-629-5585

◆いわて働き方改革サポートデスク

TEL 019-621-1171

E-mail jinzai@jobcafe-i.jp

◆物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

TEL 019-601-5981

E-mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

◆岩手労働局

◆雇用環境・均等室 019-604-3010

◆職業安定部職業安定課 019-604-3004

◆職業安定部職業対策課助成金センター 019-606-3285

◆岩手働き方改革推進支援センター

TEL 0120-664-643

E-mail iwate@task-wouk.com

◆各ハローワーク

ハローワーク盛岡 019-624-8908

ハローワーク宮古 0193-63-8609

ハローワーク一関 0191-23-4135

ハローワーク北上 0197-63-3314

ハローワーク二戸 0195-23-3341

ハローワーク沼宮内 0195-62-2139

ハローワーク釜石 0193-23-8609

ハローワーク花巻 0198-23-5118

ハローワーク水沢 0197-24-8609

ハローワーク大船渡 0192-27-4165

ハローワーク久慈 0194-53-3374

ハローワーク遠野 0198-62-2842

※ご留意ください

助成金及び補助金については、支給対象等が同じ場合は同時に受給できないことがあります。

詳しくは、各項目の相談先にお問い合わせください。